

## 議案第2号

### 新座市（仮称）三軒屋公園等複合施設整備運営事業者選定委員会条例

#### （設置）

第1条 （仮称）三軒屋公園等複合施設の整備及び運営に係る事業者（次条において「事業者」という。）の選定を公平かつ適正に行うため、新座市（仮称）三軒屋公園等複合施設整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### （所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 事業者の選定基準の策定に関すること。
- (2) 事業者の選定に関すること。

#### （組織）

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 市職員

#### （任期）

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでの期間とする。

#### （委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

この場合において、委員長は、学識経験者である委員のうちからこれを定めるものとする。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### （会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### （関係者の出席等）

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、第4条に規定する委員の任期が満了した日限り、その効力を失う。

令和6年2月28日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

新座市（仮称）三軒屋公園等複合施設整備運営事業者選定委員会を設置したいので、この案を提出するものである。